

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業所名 サポートハウス

1 評価機関

名称	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 社会福祉センター5階

2 事業者情報【R4年12月1日現在】

事業所名称： (施設名)	サポートハウス	サービス種別：指定共同生活援助
開設年月日：平成22年6月1日		管理者氏名・施設長：高崎 良一
設置主体：社会福祉法人 常盤会		代表者役職・理事長：久木元 司
経営主体：社会福祉法人 常盤会		代表者役職・理事長：久木元 司
所在地：〒891-0150 鹿児島市坂之上4丁目22-23		
連絡先電話番号：099-203-0224		FAX番号：099-203-0922
ホームページアドレス： https://www.tokiwakai.com		E-mail：shouse@tokiwakai.com

【利用者の状況】

定員	サポートハウス	53名	利用者数	サポートハウス	45名
	セルフサポートハウス	28名		セルフサポートハウス	25名

【職員の状況】

職 種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1				1	1
サービス管理責任者	3				3	3
支援スタッフ(事務)			1		0.6	
支援スタッフ	39		1		39.6	39
前年度採用・退職の状況			採用 3人		常勤 2人	非常勤 人
			退職 1人		常勤 1人	非常勤 人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数						4.7年
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数						5.1年
○常勤職員の平均年齢						67.2歳
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢						68.4歳

3 理念・基本方針

【法人理念】

- ・地域の方々の社会福祉支援を目的に誠心誠意のサービスを行います。
- ・地域の方々が安心・快適にご利用いただける社会福祉サービスを行います。
- ・全ての職員は、倫理理念を遵守し専門性を高め地域社会の一員として社会福祉の充実を目指します。

【基本方針】

- (1) 利用者の自己決定と選択を尊重し、社会生活に適応した能力・技術を獲得できるよう、個々の特性に応じた専門的で適切な支援を行う。
- (2) 職務の必要な能力の向上に努め、職業人・組織人として成長するとともに、職員相互の連携に基づく企画・実践を発揮する事業所運営に努める。
- (3) 多様な関係機関と連携し、あらゆる機会を効果的に活用し、主体的に関わりを進め、地域の生活課題や福祉需要に即応した福祉活動を推進する。

【運営方針】

- (1) 利用者の実態に即した活動、個別支援の提供
- (2) 第三者評価基準に則した質の高い福祉サービスの提供
- (3) 安心、安全性の視点からの計画的環境整備
- (4) 計画的な人材育成のための取り組み
- (5) 利用者・家族との連携を深め、地域の中の事業所として信頼される施設の構築
- (6) 経営目標の数値化と収支バランスの取れた事業所運営

4 施設・事業所の特徴的な取組

- ・地域生活を希望する利用者のために生活の場を提供する共同生活援助事業所で鹿児島市内に11か所13ユニット、短期利用のためのショートステイも付帯事業として運営しています。
- ・主たる利用者は満18歳以上で、知的障害者で共同生活援助を利用できる方がサポートハウスⅡ(集団型)に、身体障害者で共同生活援助を利用できる方がセルフサポートハウス(個別型)を利用しています。
- ・地域生活を希望する利用者が、地域社会の一員として生活をしていくために職員と共同で町内会活動に参加したり、地域の行事やスポーツ大会等への参加を通して将来的に地域において自立した生活を営めるように支援をしています。

5 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2022年6月24日(契約日) ～ 2023年2月14日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	0回(年度)

6 評価の総評

◇特に評価の高い点

- 1 社会福祉法人常盤会は、法人全体の取り組みとして積極的に第三者評価制度を受審し、福祉サービスの向上に努めています。サポートハウスⅡ・セルフサポートハウスは今回が初めての受審でしたが、事業計画の中に第三者評価基準に即した質の高い専門的な福祉サービスの提供を掲げ実践をしており、様々な取り組みが行われています。
- 2 法人に関する規定や会議・研修等は、これまでの他の法人内事業所の受審をとおして質の高い内容が整備され、計画的に実践されていることが確認出来ました。また、人事考課制度も確立され、法人内の事業所を異動することで自分の将来をイメージ出来るような取り組みも行われています。法人の理念や基本方針・運営方針は職員だけでなく利用者や家族等にも周知され、日常の福祉サービス提供の中で実践されています。
- 3 地域や関係団体等との連携や情報共有はコロナ禍において困難ではありますが、法人内の他の事業所等と連携して地域における福祉ニーズの問題解決への取り組みが図られています。また、行政機関や管轄警察と連携して利用者の問題解決を図っていると同時に、虐待や生活困窮者等のシェルターとして事業所が活用されるなど関係機関・団体と協力して問題解決にあたっている事例もあり、地域の社会資源として貢献しています。
- 4 利用者の確保については、特別支援学校を訪問して担当者や本人・ご家族に説明をして安心して利用出来るように努めています。また、夏休み等の長期休暇期間中に体験利用等を行い、実際に利用したうえで判断し利用開始ができるなど、単に利用者の確保を図るのではなく、信頼関係にもとづく利用に努めていることが伺えました。
- 5 各ハウスでは、利用者の勤務先や近くのコンビニエンスストアなどとも連携し、自立に向けた生活の実現に努めています。生活の場としての各ハウスにおいては全室個室で、職員や支援スタッフが貼り紙の位置なども利用者が行動をするうえで目に付く位置に配置するなど様々な工夫を凝らし、利用者の個々に応じた日常動作や自立支援向上のための取り組みが行われています。
- 6 将来的に地域における自立した生活を目指して、利用者が日常生活に必要な「生きる力」を身に付けられるように、個々の意向を聞き取りながら目標設定を行い、状況に応じて金銭管理や資格取得など、社会生活に必要なスキルの習得について、利用者の自律・自立に向けた支援に取り組まれています。また、毎月の自治会で利用者同士が意見を出し合い、生活場面でルールを決めたり、自ら取り組める工夫を考えたり、余暇活動やスポーツ活動等を通して地域の中で活動し力を発揮できる環境作りも行っています。日中活動の就労支援事業所や就労先等とも丁寧な連携が行われていることが伺えました。グループホームからアパート生活への移行や一般就労への移行支援の実績もあります。

◇改善を求められる点

- 1 コロナ禍ではどこの事業所でも言えることですが、新型コロナウイルス感染予防対策上、利用者の家族や地域住民との交流や事業所外での活動があまり実施できていませ

ん。

今後は、感染対策の緩和や解除が進んでいくと思われませんが、その際の交流の在り方等について、これまで以上の取り組みが行われることで、利用者の自立支援や社会参加が行われることを期待します。

7 第三者評価を受けての感想

サポートハウスが利用者本位のサービスの在り方と質の向上を確認し、今後地域の方々が安心快適にご利用いただくため、地域の生活課題に即応する先駆的な取り組みを推進するため、今回初めての第三者評価の受審であったが、これまでの取り組みが質の高い専門的な福祉サービスであると評価されたことは誠に喜ばしいことであった。

特に利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段について、約70名の利用者と11施設のサポートハウス・セルフサポートハウス職員や世話人が、連携して関わっていく中で、

- 個々の特性に応じた対応(ホワイトボード・リストアップしたものの提示等)を行ったりしたことによるコミュニケーション等の工夫
- 社会生活力を高めるため、金銭管理の支援や通院や職場への出勤支援など、対象利用者や関係機関と情報共有をしながら、利用者本人の今後の社会生活に必要なスキルを身につけさせる取り組み

といった、日々の支援の中で何気ない取組みが評価されたことは支援者としての喜びであった。

しかし、受審によって、「地域との関わり」がコロナ禍ということもあり、あまりできていないという新たな課題も明確になった。今後も自治会などで利用者の生活環境については利用者からの声をしっかりと聴いて、取り組んでいければと思います。

8 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。